

公益法人の解散に伴う手続について

平成 28 年 10 月

1. 公益法人の解散

公益法人が法人法第 148 条又は第 202 条に掲げる事由により解散した場合は、清算手続を開始することとなります*（法人法第 206 条第 1 号）。また、一部の事由による場合を除き、解散後 2 週間以内に解散の登記をしなければなりません（法人法第 308 条第 1 項）。

※合併により解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除きます。

2. 解散の届出（認定法第 26 条第 1 項）

清算人（解散が破産手続開始の決定による場合は破産管財人）は、解散の日から 1 か月以内に、行政庁に解散の届出をしなければなりません。なお、合併による解散の場合は必要な手続きが異なります。詳しくは行政庁にお尋ねください。

提出書類
・解散届出書【認定規則 様式第 8 号】 ※ 記載事項：解散の日、解散の事由、清算人の連絡先
・解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書（認定規則第 44 条第 2 項第 1 号）

3. 債権者に対する公告等（法人法第 233 条第 1 項）

清算法人は、解散した後遅滞なく、債権者に対し、一定の期間（2 か月以上の期間）内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、既に知っている債権者には各々に催告しなければなりません。

4. 残余財産引渡見込届出（認定法第 26 条第 2 項）

清算人は、債権者に対する公告等（上記「3.」）の期間が経過したときは遅滞なく、行政庁に残余財産の引渡しの見込みを届け出なければなりません。

提出書類
・残余財産引渡見込届出書【認定規則 様式第 9 号】 ※ 記載事項：資産の状況及び回収の見込み、債務の状況、残余財産の見込み額、残余財産の引渡しを受ける法人又は国若しくは地方公共団体
・残余財産の引渡しを受ける法人が認定法第 5 条第 17 号イからトに掲げる法人である場合、その旨を証する書類（認定規則第 44 条第 2 項第 2 号）

5. 残余財産の確定

※ 債務超過が明らかになった場合は破産手続に移行します（法人法第 215 条第 1 項）。その場合は、行政庁に残余財産引渡しの見込みに変更があった旨の届出をしてください（認定法第 26 条第 2 項後段）。

6. 残余財産の引渡し（認定法第 5 条第 18 号）

7. 清算の結了（法人法第 240 条）

清算法人は、清算の事務が終了したときは、遅滞なく決算報告を作成し、（清算人会設置法人の場合には、清算人会の承認を受けた上で、）社員総会又は評議員会の承認を受けなければなりません。また、社員総会又は評議員会で決算報告が承認された日から 2 週間以内に、清算結了の登記をする必要があります（法人法第 311 条）。

8. 清算結了の届出（認定法第 26 条第 3 項）

清算人は、清算結了後遅滞なく、清算が結了した旨を行政庁に届け出なければなりません。

提出書類
・ 清算結了届出書【認定規則 様式第 10 号】
・ 清算の結了の登記をしたことを証する登記事項証明書 （認定規則第 44 条第 2 項第 3 号）
・ 法人法第 240 条第 1 項に規定する決算報告（認定規則第 44 条第 2 項第 3 号）

行政庁に解散届出若しくは残余財産引渡見込届出を提出しなかった場合、又は虚偽の届出をした場合は、50 万円以下の過料に処されます（認定法第 66 条第 1 号）。

※ 法人法……一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）

認定法……公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

認定規則……公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府令第 27 号）